

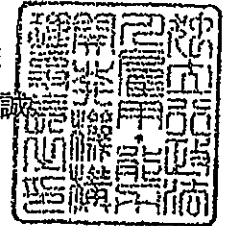


22雇能発第358号

平成23年3月8日

厚生労働大臣

細川 律夫 殿

独立行政法人雇用・能力開発機構
理事長 丸山 誠

不要財産の譲渡収入等による国庫納付について

下記の不要財産の譲渡収入による国庫納付について、独立行政法人通則法第46条の2第1項及び第2項、独立行政法人の組織、運営及び管理に関する共通的な事項に関する政令第2条の2及び4の規定に基づき、認可申請いたします。

記

1. 通則法第46条の2第2項関係

(1) 職業能力開発促進センター

いわき職業能力開発促進センター（土地・建物の一部）外 5件：別紙1

(2) 地域職業訓練センター

中野地域職業訓練センター（建物）外 2件：別紙2

(3) 三原能力開発支援センター（建物）：別紙2

(4) 三田建設技能研修センター（建物及び物品）：別紙3

(5) 旧室蘭情報処理技能者養成施設（建物）：別紙4

(6) 職員宿舎（土地）：別紙5

2. 通則法第46条の2第1項関係

現金（職員宿舎（土地）等に係る売却収入）：別紙6

1 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

職業能力開発促進センター

いわき職業能力開発促進センター（土地・建物の一部）外 5件

（詳細は、別添のとおり）

2 不要財産と認められる理由

「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）において、「業務及び施設について、真に必要なかどうかを精査した上で、不要なものについては廃止するなど、スリム化を図る。」こととされた。

また、平成21年11月の行政刷新会議における事業仕分けにおける議論等を踏まえた上で、当機構が保有する土地等について、毎年度全施設を対象に実施している「施設・設備及び機器等整備現況調査」などの結果から、グラウンド等の敷地で、使用頻度が低調な状況にあり、かつ今後の使用拡大が見込まれないものや訓練内容の見直し、実習スペースの共用化等により敷地の処分が見込まれるもので、費用対効果、対外的な説明責任の観点等から処分が相当であり、施設の業務運営に支障がない敷地等について、厚生労働省省内事業仕分けにおいて改革案を提示し、決定したところ。

今般、境界確定などの土地保全業務等が完了した6施設（合計面積69,531.21㎡）の敷地等について、不要財産として平成23年度中に処分が可能となったことから、具体的に売却手続きを進めることとした。

3 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

当該財産は政府出資及び地方公共団体出資で構成されており、当該財産に係る国庫納付、地方公共団体出資の払戻しを行う必要があるため。

4 その取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

別添のとおり

5 譲渡によって得られる収入の見込額

譲渡収入見込額 別添のとおり

時価（民間精通者（不動産鑑定士）2者による不動産鑑定評価により算出された価額の平均額）を予定価格とし一般競争入札とする。

6 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

譲渡に要する費用 [REDACTED] 円

(内訳)

不動産鑑定費 [REDACTED] 円

不動産鑑定業者2者との契約額総額

売却補助業務委託費 XXXXXXXXXX 円

不動産鑑定評価額（2者平均）×1.5%（宅建業法に定める料率の上限×1/2）

7 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分
出資額 別添のとおり（労働保険特別会計雇用勘定）

8 譲渡の方法

「公共職業能力開発施設等の譲渡等に関する基本方針について」（平成15年6月5日付け能発第0605001号）に基づき、当該施設の設置されている地方公共団体等の意向を踏まえつつ、一般競争入札に付することとする。

9 譲渡の予定時期

平成23年9月

10 譲渡収入による国庫納付の予定時期

平成23年9月

1 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

(1) 地域職業訓練センター

中野地域職業訓練センター（建物）外 2件

（詳細は、別添のとおり）

(2) 三原能力開発支援センター（建物）

（詳細は、別添のとおり）

2 不要財産と認められる理由

(1) 地域職業訓練センター

当該施設は、地方産業都市を中心とする地域における中小企業労働者、求職者等に対し各種職業教育訓練を行う事業主、事業主団体等に施設を提供するほか、地方公共団体等の団体が地域住民に対して行う多様な教育訓練を行う場としても利用できるものであり、これにより地域における教育訓練の振興を図ることを目的として、設置・運営してきたものである。

今般、厚生労働省において、「情報処理技能者養施設、地域職業訓練センター等の譲渡に係る基本方針」（平成22年5月14日職発0514第6号、能発0514第6号）により、地域職業訓練センターについては、平成22年度末をもって廃止し、地方自治体に移管することとされたことから、地方自治体への譲渡により処分することとした。

(2) 三原能力開発支援センター

当該施設は、地方産業都市を中心とする地域における中小企業労働者、求職者等に対し各種職業教育訓練を行う事業主、事業主団体等に施設を提供するほか、地方公共団体等の団体が地域住民に対して行う多様な教育訓練を行う場としても利用できるものであり、これにより地域における教育訓練の振興を図ることを目的として、設置・運営してきたものである。

今般、厚生労働省において、「情報処理技能者養施設、地域職業訓練センター等の譲渡に係る基本方針」（平成22年5月14日職発0514第6号、能発0514第6号）により、三原能力開発支援センターについては、平成22年度末をもって廃止し、三原市に移管することとされたことから、三原市への譲渡により処分することとした。

3 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

当該財産は政府出資及び地方公共団体出資で構成されており、当該財産に係る国庫納付、地方公共団体出資の払戻しを行う必要があるため。

4 その取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

別添のとおり

5 譲渡によって得られる収入の見込額

譲渡収入見込額 別添のとおり

時価（民間精通者（不動産鑑定士）2者による不動産鑑定評価により算出された価額の平均額）から解体撤去に要する費用を減じた額とする。

なお、差し引いた額が負の額となる場合は、無償とすること。

6 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

譲渡に要する費用 [REDACTED] 円

(内訳)

不動産鑑定費 [REDACTED] 円

不動産鑑定業者2者との契約額総額

売却補助業務委託費 [REDACTED] 円

譲渡価額×0.6%（宅建業者との契約料率）

7 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分

出資額 別添のとおり（労働保険特別会計雇用勘定）

8 譲渡の方法

土地所有者である地方公共団体等へ有償又は無償譲渡

9 譲渡の予定時期

平成23年3月

10 譲渡収入による国庫納付の予定時期

平成23年3月

1 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

三田建設技能研修センター（建物及び物品）
（詳細は、別添のとおり）

2 不要財産と認められる理由

三田建設技能研修センターは、建設労働者に対して、主に大規模な建設工事を行うために必要な職種に係る各種職業訓練を行う建設事業主、建設事業主の団体等に施設、設備等を利用させることにより、職業訓練の実施を容易ならしめ、もって建設労働者の技能の向上と雇用の安定に資することを目的として設置・運営してきたものである。

今般、厚生労働省において、「情報処理技能者養施設、地域職業訓練センター等の譲渡に係る基本方針」（平成22年5月14日職発0514第6号、能発0514第6号）により、三田建設技能研修センターについては、平成22年度末をもって廃止し、兵庫県に移管することとされたことから、兵庫県への譲渡により処分することとした。

3 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

当該財産は政府出資及び地方公共団体出資で構成されており、当該財産に係る国庫納付、地方公共団体出資の払戻しを行う必要があるため。

4 その取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

別添のとおり

5 譲渡によって得られる収入の見込額

(1) 建物

譲渡収入見込額 [] 円

時価（民間精通者（不動産鑑定士）2者による不動産鑑定評価により算出された価額の平均額）から解体撤去に要する費用を減じた額が負の額となるため、無償とする。

(2) 物品

譲渡収入見込額 [] 円

専門業者による買取り額または処分費用の額を物品ごとに計上した総額。

6 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

(1) 建物

譲渡に要する費用 [] 円

（内訳）

不動産鑑定費 [] 円

不動産鑑定業者2者との契約額総額
売却補助業務委託費 [REDACTED] 円
宅建業者との契約額 (内訳相当額)

(2) 物品
該当なし

7 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分
出資額 別添のとおり (労働保険特別会計雇用勘定)

8 譲渡の方法

(1) 建物

土地所有者である兵庫県へ無償譲渡

(2) 物品

建物譲渡後に兵庫県から建物の貸与を受け運営する職業訓練法人近畿建設技能
研修協会へ有償譲渡

9 譲渡の予定時期

平成23年3月

10 譲渡収入による国庫納付の予定時期

平成23年3月

1 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

旧室蘭情報処理技能者養成施設（建物）

（詳細は、別添のとおり）

2 不要財産と認められる理由

当該施設は、当初、情報処理技能者養成施設として活用されてきたが、平成11年度末に室蘭市からの意向を受け、当該事業を廃止したところである。

その後は、有珠山噴火の災害対策事業として施設の有効活用を図ってきたが、同災害対策に区切りがついた後は、室蘭市に有償貸し付けし、公用・公共目的を含めた複合施設とした事業運営により有効活用されてきたところである。

当該施設を機構が引き続き所有するに至った場合、取壊し費用はもとより、立退料や修繕費等の費用が見込まれるため、当該費用の一部を機構が負担することも含めた譲渡による処分を検討していたところ、今般、室蘭市から建物を譲受けたい旨の意向を受け、当該施設を処分しても当機構の業務運営上支障がないことを鑑み、譲渡により処分することとした。

3 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

当該財産は政府出資及び地方公共団体出資で構成されており、当該財産に係る国庫納付、地方公共団体出資の払戻しを行う必要があるため。

4 その取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

別添のとおり

5 譲渡によって得られる収入の見込額

譲渡収入見込額 [] 円

時価（民間精通者（不動産鑑定士）2者による不動産鑑定評価により算出された価格の平均額）から解体撤去に要する費用を減じた額とする。

なお、差し引いた額が負の額となる場合には無償とする。

6 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

譲渡に要する費用 [] 円

（内訳）

不動産鑑定費 [] 円

不動産鑑定業者2者との契約額総額

7 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分

出資額 別添のとおり（労働保険特別会計雇用勘定）

8 譲渡の方法

土地使用貸借契約の相手方である室蘭市へ無償譲渡

9 譲渡の予定時期

平成23年3月

1 譲渡収入による国庫納付に係る不要財産の内容

職員宿舎（土地）

（詳細は、別添のとおり）

2 不要財産と認められる理由

当該職員宿舎は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において、「機構が保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して4割を超える施設の廃止を行う。木造（戸建て）宿舎について、最終的に原則廃止する。」とされたことから廃止を行い、不要財産となった。

3 納付の方法を譲渡収入による国庫納付とする理由

当該財産は政府出資及び地方公共団体出資で構成されており、当該財産に係る国庫納付、地方公共団体出資の払戻しを行う必要があるため。

4 その取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

別添のとおり

5 譲渡によって得られる収入の見込額

譲渡収入見込額 別添のとおり

時価（民間精通者（不動産鑑定士）2者による不動産鑑定評価により算出された価額の平均額）を予定価格とした一般競争入札とする。

6 譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

譲渡に要する費用 [redacted] 円

（内訳）

建物取壊し [redacted] 円 取壊し設計監理料 [redacted] 円

土地保全 [redacted] 円 看板設置 [redacted] 円 不動産鑑定 [redacted] 円

媒介手数料 [redacted] 円 その他（滅失登記等） [redacted] 円

7 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分

出資額 別添のとおり（労働保険特別会計雇用勘定）

8 譲渡の方法

一般競争入札

9 譲渡の予定時期

平成23年8月

10 譲渡収入による国庫納付の予定時期
平成23年9月

1 現物による国庫納付に係る不要財産の内容

現金 [] 円

(1) 職員宿舎（土地）に係る売却収入

現金 [] 円 (①-②)

(内訳)

① 譲渡収入額 [] 円

時価（民間精通者（不動産鑑定士）2者による不動産鑑定評価により算出された価額の平均額）を予定価格とした一般競争入札により売却した額。

② 譲渡費用 [] 円

建物取壊し、取壊し設計監理、土地保全、看板設置、不動産鑑定、媒介等に要する経費

(2) 職業能力開発施設等備品に係る売却収入

現金 [] 円 (①-②)

(内訳)

① 譲渡収入額 [] 円

専門業者による委託販売等により売却した額

② 譲渡費用 [] 円

販売委託手数料等

2 不要財産と認められる理由

(1) 職員宿舎（土地）に係る売却収入

当該職員宿舎は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において、「機構が保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して4割を超える施設の廃止を行う。木造（戸建て）宿舎について、最終的に原則廃止する。」とされたことから廃止し、その跡地について売却を行ったものであり、当該収入額から譲渡費用を控除した残余の額に係る現金が不要財産となっている。

(2) 職業能力開発施設等備品に係る売却収入

勤労者福祉施設において使用していた絵画等のうち施設譲渡時に売却できなかったものについて、職業能力開発施設において使用してきたところであるが、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）において、独立行政法人の保有資産に関して「資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する」とされたことから、売却することとしたものであり、当該収入額から譲渡費用を控除した残余の額

に係る現金が不要財産となっている。

3 取得の日及び申請の日におけるその額

取得の日 [REDACTED] 円

(売却資産取得の日に係る帳簿価格のうち、政府出資相当額)

申請の日 [REDACTED] 円

(申請の対象となる現金の額)

4 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分

出資額 [REDACTED] 円 (労働保険特別会計雇用勘定)

5 現物による国庫納付の予定時期

平成23年3月

対象物件一覧

1. (1)職業能力開発促進センター

施設名	所在地	区分	種類	構造	延床面積 (㎡)	取得の日の 帳簿価額 (出資額)	申請の日の 帳簿価額	鑑定評価額 (1)(三友)	鑑定評価額 (2)(共立)	鑑定評価額 (平均額)	繰上費用
1 いわき職業能力開発促進センター	福島県いわき市内郷町舟場1番126	土地	-	-	5,266.94						
		建物	体育館	鉄骨造平屋建て一部中2階	808.56						
					6,076						
2 千葉センター	千葉県若葉区愛生町165-1外	土地	-	-	23,985.21						
		建物	研修室	鉄筋コンクリート造鉄骨一階カラスステンレス葺き4階建	3,263.22						
		"	ポンプ室	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	30.25						
		"	倉庫	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建	22.50						
					27,301						
3 釧路職業能力開発促進センター	北海道釧路市大湊毛南4丁目5番3外	土地	-	-	20,000.17						
4 青森センター	青森県青森市中央3丁目20番39	土地	-	-	3,000.45						
5 岩手センター	岩手県花巻市天下田69-7	土地	-	-	9,724.46						
		建物	体育館	鉄骨造平屋建て	745.81						
					10,470						
6 鳥取センター	鳥取県鳥取市若葉台南7丁目87-10外	土地	-	-	7,553.98						
合計											

対象物件一覧

1. (4)三田建設技能研修センター(建物)

施設名	所在地	家屋番号	種類	構造	延床面積 (㎡)	譲渡先 (土地所有者)	取得の日の 帳簿価額 (出資額)	申請の日の 帳簿価額	①取壊費用	鑑定評価額 (1)(共立)	鑑定評価額 (2)(コスモ)	②鑑定評価 額 (平均額)	差引額 (②-①)	譲渡額	譲渡費用
三田建設技能研修センター	兵庫県三田市武庫が丘六丁目1番1	1番1	教習所	鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2階建	1044.32	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		1番2	寄宿舎	鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2階建	788.12										
		1番101	車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	69.63										
	兵庫県三田市香下字寒坂2122番 外	2123番1	教習所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	197.73										
		2124番1	教習所	鉄骨造スレート葺平家建	320.00										
		付属建物 符号1	便所	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	2.29										
		2134番1	倉庫	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	221.35										
		2132番	教習所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	144.00										
		2152番	車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	126.74										
		2159番1	倉庫	コンクリートブロック造スレート葺平家建	20.06										
2160番1	車庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	192.00												

対象物件一覧

1. (4)三田建設技能研修センター(物品)

No.	譲渡財産の内容	規格・型式	取得の日の 帳簿価額 (出資額)	申請の日の 帳簿価額	譲渡予定額	譲渡費用
1	解体用ブレーカー一式	MKB900油圧ブレーカ				
2	小型移動式クレーン一式	—				
3	モータグレーダ	GD305A-1A				
4	ねじ切り機	—				
5	ねじ切り機	—				
6	ルーブリケーター	—				
7	エアークンプレッサ	—				
8	鉄筋曲機	—				
9	鉄筋切断機	—				
10	パワーショベル	PC20-6				
11	油圧ブレーカー	H-1XA				
12	トラッククレーン	—				
13	油圧ショベル	—				
14	動力運搬車	—				
15	公用車(日産プレセア)	プレセアE 4AT 1500cc				
16	ワイドビジブル	—				
17	ワイドビジブル	—				
18	エンジンカットモデル	—				
19	普通自動車	CB5W-0303325				
	合計					

対象物件一覧

1. (5)旧室蘭情報処理技能者養成施設

	施設名	所在地	家屋番号	種類	構造	延床面積 (㎡)	譲渡先	取得の日の 帳簿価額 (出資額)	申請の日の 帳簿価額	①取壊費用	鑑定評価額 (1)(共立)	鑑定評価額 (2)(中央)	②鑑定評価 額 (平均額)	差引額 (②-①)	譲渡額	譲渡費用
1	室蘭情報処理技能者養成施設	北海道室蘭市みゆき町2丁目247番1	247番1の80	事務所	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	2026.78	室蘭市									

対象物件一覧

1. (6)職員宿舎(土地)

	施設名	所在地	台帳数量 (㎡)	取得の日の 帳簿価額 (出資額)	申請の日の 帳簿価額	鑑定評価額 (平均額)	譲渡費用
1	岩手能開センター職員宿舎(片岸)	岩手県釜石市片岸町第2地割13番14、13番33	1,065.03				
2	岩手能開センター職員宿舎(松園)	岩手県花巻市松園町1丁目871番5	198.06				
3	岩手能開センター職員宿舎(松園)	岩手県花巻市松園町1丁目871番6	490.53				
4	山形能開センター職員宿舎(1号)	山形市伊達城二丁目10番6、15	240.84				
5	福島能開センター職員宿舎(瀬上)	福島市瀬上町字幸町61番25	177.64				
6	福島能開センター職員宿舎(二子塚)	福島県福島市二子塚字篠ノ妻57-1	166.54				
7	いわき能開センター職員宿舎(1号)	いわき市内郷内町字立町52番2、53番7	221.23				
8	いわき能開センター職員宿舎(8号)	福島県いわき市泉ヶ丘1丁目20-15	239.04				
9	いわき能開センター職員宿舎(11号)	いわき市泉ヶ丘一丁目26番13	226.83				
10	会津能開センター職員宿舎(黒岩)	福島県会津若松市天神町210	245.95				
11	会津能開センター職員宿舎(飯寺)	福島県会津若松市門田町大字飯寺字村東384番2	133.45				
12	会津能開センター職員宿舎(飯寺)	福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西7番6	165.55				
13	栃木能開センター職員宿舎(野沢)	栃木県宇都宮市野沢町字芹田392番46	288.24				
14	群馬能開センター職員宿舎藤岡上落合	藤岡市上落合字岡319番13	166.00				
15	君津能開センター職員宿舎(9~10号)	君津市福岡字谷303番21	326.91				
16	新潟能開センター職員宿舎(花園東)	長岡市花園東1丁目266番55	181.70				
17	石川能開センター職員宿舎(5号)	石川県河北郡津幡町字太田は225番7	146.15				
18	石川能開センター職員宿舎(6号)	石川県河北郡津幡町字太田ほ228番6	130.06				
19	石川能開センター職員宿舎(7号)	石川県河北郡津幡町字太田ほ299番4	146.30				
20	福井能開センター職員宿舎(大鳥羽)	三方上中郡若狭町大鳥羽16号由留木地蔵9番2	195.54				
21	福井能開センター職員宿舎(大鳥羽)	三方上中郡若狭町大鳥羽16号由留木地蔵9番2	227.68				
22	山梨能開センター職員宿舎(7~10号)	韭崎市大草町若尾字本滝38番2	681.43				
23	山梨能開センター職員宿舎(11号)	中巨摩郡昭和町押越中川瀬2021番2	191.59				
24	静岡能開センター職員宿舎(三和)	静岡県焼津市三和字治長請所1138	432.66				
25	静岡能開センター職員宿舎(中島)	静岡県静岡市駿河区中島字浜村2577-8	138.85				
26	静岡能開センター職員宿舎(大谷宮川)	静岡県静岡市駿河区大谷字宮川1435-39	200.87				
27	中部能開センター職員宿舎(小幡)	名古屋市守山区小幡一丁目710	429.00				
28	三重能開センター職員宿舎(14号)	三重郡菟野町大羽根園青葉町12番21	230.23				

1. (6)職員宿舎(土地)

	施設名	所在地	台帳数量 (㎡)	取得の日の 帳簿価額 (出資額)	申請の日の 帳簿価額	鑑定評価額 (平均額)	譲渡費用
29	三重能開センター職員宿舎(15号)	三重県鈴鹿市白子3丁目3954番5	167.74				
30	南伊勢能開センター職員宿舎(10号)	三重県伊勢市柏町字南曾1729番44	207.73				
31	和歌山能開センター職員宿舎(10号)	紀の川市古和田字高畝133番8	168.04				
32	和歌山能開センター職員宿舎(13号)	和歌山市木ノ本字岩ノ谷1447番47	179.93				
33	鳥取能開センター職員宿舎(古海)	鳥取市古海字中開発1137番7	165.66				
34	鳥取能開センター職員宿舎(古海)	鳥取市古海字中開発1137	164.47				
35	米子能開センター職員宿舎/下新印	米子市下新印字反ノニ442-2、442-3、442-5	2,193.43				
36	島根能開センター職員宿舎(東光台)	島根県松江市東津田町字石屋2168番88、89	419.91				
37	島根能開センター職員宿舎(青菜台)	島根県松江市青菜台274番	205.71				
38	島根能開センター職員宿舎(古志原)	島根県松江市古志原2丁目851番地7	163.79				
39	岡山能開センター職員宿舎(藤田)	岡山県岡山市南区藤田字都463番23	132.24				
40	岡山能開センター職員宿舎(妹尾)	岡山県岡山市南区妹尾字上寺1120番19	167.27				
41	広島能開センター職員宿舎(大毛寺)	広島市安佐北区龜山四丁目1156-7	161.64				
42	広島能開センター職員宿舎(緑井)	広島県広島市安佐南区緑井7丁目2066番2、2067番2	211.57				
43	広島能開センター職員宿舎(峰高台)	広島県廿日市市峰高二丁目809番12	184.94				
44	広島能開センター職員宿舎(峰高台)	広島県廿日市市峰高二丁目809番6	188.94				
45	山口能開センター職員宿舎(戎原)	山口県山口市大字矢原字上戎原1023番14、1023番7	162.44				
46	山口能開センター職員宿舎(厚南)	宇部市大字妻崎開作字崎拾六拾七ノイ641番2	660.73				
47	香川能開センター職員宿舎(6号)	木田郡三木町下高岡字川原井2255番56	138.78				
48	香川能開センター職員宿舎(9号)	香川県高松市香川町浅野字宮裏3044番18	150.83				
49	香川能開センター職員宿舎(11号)	香川県高松市円座町2272番5	151.85				
50	香川能開センター職員宿舎(12号)	香川県高松市円座町字下所1102番7	165.52				
51	愛媛能開センター職員宿舎(鶴吉)	愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉字安井前310-1	242.01				
52	愛媛能開センター職員宿舎(筒井)	愛媛県伊予郡松前町大字筒井字北内開282-13	147.23				
53	愛媛能開センター職員宿舎(神子舞)	愛媛県伊予郡松前町大字筒井字神子舞405番6	167.42				
54	愛媛能開センター職員宿舎(神子舞)	愛媛県伊予郡松前町大字筒井字神子舞405番7	166.93				
55	高知能開センター職員宿舎(1号)	高知県高知市横浜字中縄手138番2	148.76				
56	高知能開センター職員宿舎(10号)	高知県高知市朝倉字駒シ越シ己792番6	155.99				
57	佐賀能開センター職員宿舎(鍋島)	佐賀市鍋島六丁目101番	181.08				
58	佐賀能開センター職員宿舎(高木瀬東)	佐賀県佐賀市高木瀬東4丁目851番13、851番24、851番27、851番7	232.42				
59	長崎能開センター職員宿舎(小江)	諫早市高来町下与字中江328番	598.07				
60	長崎能開センター職員宿舎(小江)	諫早市高来町下与字打越232番2	214.96				
61	佐世保能開センター職員宿舎(指方)	長崎県佐世保市指方町742番1、742番2、743番10	1,548.03				

1. (6)職員宿舎(土地)

	施設名	所在地	台帳数量 (㎡)	取得の日の 帳簿価額 (出資額)	申請の日の 帳簿価額	鑑定評価額 (平均額)	譲渡費用
62	熊本能開センター職員宿舎(2号)	熊本県熊本市飛田4丁目140番5	201.49				
63	熊本能開センター職員宿舎(3号)	熊本県熊本市八景水谷2丁目1500番58	165.28				
64	熊本能開センター職員宿舎(10号)	合志市須屋山伏塚2063番12	168.03				
65	荒尾能開センター職員宿舎(1号)	荒尾市川登北五反田1797番2	412.17				
66	荒尾能開センター職員宿舎(2号)	荒尾市川登北五反田1797番3	764.98				
67	荒尾能開センター職員宿舎(11号)	荒尾市川登字広田1863番130	186.12				
68	荒尾能開センター職員宿舎(12号)	荒尾市川登字広田1863番131、134	231.61				
69	大分能開センター職員宿舎(五反田)	大分県大分市大字森町字五反田通320番8	198.72				
70	宇佐能開センター職員宿舎(神子山)	宇佐市大字神子山新田字川添39番11、12	1,234.22				
71	宮崎能開センター職員宿舎(月見ヶ丘)	宮崎市月見ヶ丘五丁目300番114	205.62				
72	宮崎能開センター職員宿舎(月見ヶ丘)	宮崎県宮崎市月見ヶ丘5丁目300番28	201.27				
73	宮崎能開センター職員宿舎(江南)	宮崎市江南四丁目125番3	197.61				
74	延岡能開センター職員宿舎(妙見)	宮崎県延岡市妙見町3936番67	331.32				
75	延岡能開センター職員宿舎(平城)	東臼杵郡門川町平城東17番2	229.02				
76	延岡能開センター職員宿舎(平城)	宮崎県東臼杵郡門川町平城西14番4	371.01				
77	鹿児島能開センター職員宿舎(平松)	鹿児島県姶良郡姶良町池島町10-16	151.59				
78	鹿児島能開センター職員宿舎(依原)	鹿児島県姶良郡姶良町西餅田字上依原3128番3	175.34				
79	岩手センター職員宿舎(上堂)	盛岡市上堂二丁目12番47、13番4、13番15	389.96				
80	宮城センター職員宿舎(向陽台)	宮城県仙台市泉区向陽台5丁目37番1734	209.09				
81	茨城センター職員宿舎(美原)	笠間市美原一丁目1470番1890	215.86				
82	茨城センター職員宿舎(美原)	笠間市美原一丁目1470番1974	184.04				
83	茨城センター職員宿舎	水戸市千波町字十一軒2059番66	163.40				
84	茨城センター職員宿舎	ひたちなか市馬渡字宮下2773番7、2773番8、宇向野2766番5	353.80				
85	茨城センター職員宿舎	水戸市元石川町字乗越沢611番35、36	386.35				
86	茨城センター職員宿舎	水戸市元石川町字乗越沢611番55	205.83				
87	茨城センター職員宿舎	水戸市元石川町字乗越沢611番207	253.74				
88	茨城センター職員宿舎	水戸市笠原町字上組483番55、56、57	703.25				
89	茨城センター職員宿舎	茨城県笠間市美原3丁目1470番1840、美原1丁目1470番1958	651.78				
90	栃木センター職員宿舎(野沢)	栃木県宇都宮市野沢町字芹田392番44	166.51				
91	福井センター職員宿舎(1・2号)	福井県福井市花堂中2丁目1529番21	336.34				
92	三重センター職員宿舎(河芸)	三重県津市河芸町浜田字黒田553-57	185.06				
93	三重センター職員宿舎(河芸)	三重県津市河芸町浜田字黒田553番58	183.96				
94	大阪センター職員宿舎(法隆寺)	奈良県生駒郡斑鳩町服部2-120-9	261.26				

1. (6)職員宿舎(土地)

	施設名	所在地	台帳数量 (㎡)	取得の日の 帳簿価額 (出資額)	申請の日の 帳簿価額	鑑定評価額 (平均額)	譲渡費用
95	和歌山センター職員宿舎	和歌山県和歌山市木ノ本字細見谷1496-71	186.02				
96	広島センター職員宿舎(平和台)	広島県広島市安佐南区高取南2丁目527番60	155.01				
97	広島センター職員宿舎(あさおか台)	広島県広島市安佐南区相田5丁目373番339	308.81				
98	広島センター職員宿舎(美鈴が丘)	広島県広島市佐伯区美鈴が丘東2丁目3番13	189.35				
99	広島センター職員宿舎(美鈴が丘)	広島県広島市佐伯区美鈴が丘西4丁目11番15	188.53				
100	愛媛センター職員宿舎(池分)	愛媛県伊予郡松前町大字筒井字池分547番7	161.25				
101	愛媛センター職員宿舎(池分)	愛媛県伊予郡松前町大字筒井字池分547番8	176.57				
102	長崎センター職員宿舎(小江原)	長崎県長崎市小江原4丁目330番625	224.67				
103	熊本センター職員宿舎(2号)	熊本市大塚三丁目313番28	175.29				
104	大分センター職員宿舎(明野)	大分県大分市明野北5丁目1658番15	174.65				
105	宮崎センター職員宿舎(月見ヶ丘)	宮崎県宮崎市月見ヶ丘5丁目300-115	196.21				
106	東北職業能力開発大学校職員宿舎(第5号)	宮城県栗原市築館字菰沢土橋32番53	178.95				
107	東北能開大附属青森短大職員宿舎(十川1~5号)	五所川原市大字漆川字鍋懸100番4	912.88				
108	東北能開大附属青森短大職員宿舎若葉(2号)	青森県五所川原市若葉2丁目13番21	150.10				
109	東北能開大附属青森短大職員宿舎若葉(3号)	青森県五所川原市若葉2丁目13番23	150.08				
110	東北能開大附属青森短大職員宿舎松島(1~3号)	青森県五所川原市松島町6丁目2番2	566.52				
111	東北能開大附属青森短大職員宿舎松島(4~5号)	青森県五所川原市松島町7丁目109番2	304.74				
112	東北能開大附属青森短大職員宿舎松島(6号)	青森県五所川原市松島町7丁目109番3	150.45				
113	東北能開大附属青森短大職員宿舎松島(7号)	青森県五所川原市松島町7丁目109番4	148.80				
114	東北能開大附属青森短大職員宿舎松島(8~9号)	青森県五所川原市松島町7丁目109番5	373.22				
115	東北能開大附属秋田短大職員宿舎(9号)	秋田県大館市御成町2丁目314番2	165.46				
116	関東能開大職員宿舎(17号)	栃木県小山市大字横倉新田字青木264番17	198.95				
117	関東能開大職員宿舎(18号)	栃木県小山市大字横倉新田字青木264番15	195.08				
118	関東能開大附属附属千葉短大千葉校職員宿舎千葉寺	千葉県千葉市中央区千葉寺町577番14	154.03				
119	関東能開大附属附属千葉短大千葉校職員宿舎川戸	千葉市中央区川戸町363番3	165.05				
120	関東能開大附属附属千葉短大成田校職員宿舎佐倉1号	千葉県佐倉市竊木町字諏訪尾余349番3	165.41				
121	北陸能開大附属新潟短大職員宿舎5号	新潟県新発田市東新町1丁目166番2	137.53				
122	北陸能開大附属新潟短大職員宿舎6号	新潟県新発田市新富町1丁目659番12、659番13、659番14	139.23				
123	北陸能開大附属新潟短大職員宿舎7号	新発田市新富町一丁目655番7	139.14				
124	北陸能開大附属新潟短大職員宿舎8号	新発田市東新町一丁目166番12	153.06				
125	北陸能開大附属新潟短大職員宿舎9号	新発田市東新町三丁目217番8	171.04				
126	北陸能開大附属新潟短大職員宿舎10号	新潟県新発田市新富町2丁目612番8	165.30				
127	東海能開大職員宿舎(瀬古)	揖斐郡大野町大字瀬古小字瀬古字上加根寺379番21、23、字八反田385番7	498.63				

1. (6)職員宿舎(土地)

	施設名	所在地	台帳数量 (㎡)	取得の日の 帳簿価額 (出資額)	申請の日の 帳簿価額	鑑定評価額 (平均額)	譲渡費用
128	東海能開大職員宿舎(瀬古)	揖斐郡大野町大字瀬古小字瀬古字上加根寺379番10、11、12	725.01				
129	東海能開大職員宿舎(北方)	岐阜県本巣郡北方町大字春來町1丁目58番、59番	176.29				
130	東海能開大附属浜松短大職員宿舎(17号)	磐田市明ヶ島字戌亥原962番54、 字西原971番9、字原山1020番12	198.72				
131	東海能開大附属浜松短大職員宿舎(16号)	静岡県磐田市中野1-57	219.07				
132	東海能開大附属浜松短大職員宿舎(20~21号)	静岡県浜松市西区大人見町字向イ山12番388	260.28				
133	近畿能開大附属京都短大職員宿舎芥子谷	京都府舞鶴市字行永芥子谷1600番4	411.79				
134	近畿能開大附属京都短大職員宿舎朝來	舞鶴市大字吉野小字岸ヶ前494番3	255.43				
135	近畿能開大附属京都短大職員宿舎白浜台	京都府舞鶴市白浜台68番141	172.00				
136	近畿能開大附属京都短大職員宿舎白浜台(2号)	京都府舞鶴市白浜台68-143	193.45				
137	近畿能開大附属京都短大職員宿舎白浜台(3号)	京都府舞鶴市白浜台68-146	213.05				
138	中国能開大職員宿舎(楢村1, 2号)	倉敷市玉島陶字楢村526番2、527番、528番、字八反田1150番3	572.21				
139	中国能開大職員宿舎(里庄2号)	岡山県浅口郡里庄町大字新庄グリーンクレスト23番5	197.01				
140	中国能開大職員宿舎(里庄3号)	岡山県浅口郡里庄町大字新庄グリーンクレスト6番15	217.91				
141	中国能開大附属島根短大職員宿舎11号	江津市嘉久志町イ899番8	261.52				
142	中国能開大附属島根短大職員宿舎12号	島根県江津市二宮町神主ハ184番14	212.53				
143	中国能開大附属福山短大職員宿舎加茂(3~4号)	福山市加茂町字栗根寺ノ前50番7	311.29				
144	中国能開大附属福山短大職員宿舎駅家1号	福山市駅家町大字法成寺275番6	141.17				
145	中国能開大附属福山短大職員宿舎(水呑1号)	広島県福山市水呑町字日之出丘4889番	177.11				
146	中国能開大附属福山短大職員宿舎(坪生1号)	広島県福山市幕山台8丁目429番28	184.99				
147	四国職業能力開発大学校職員宿舎飯山(2~3号)	香川県丸亀市飯山町東小川字中野1975番66	317.21				
148	九州能開大附属川内短大職員宿舎(5~6号)	薩摩川内市城上町字下塚村4431番	352.13				
149	九州能開大附属川内短大職員宿舎(8~10号)	薩摩川内市永利町字中道1355番5	405.10				
150	九州能開大附属川内短大職員宿舎(11号)	薩摩川内市中郷町字前牟田2499番4	181.47				
151	九州能開大附属川内短期職員宿舎(12号)	薩摩川内市中郷町字前牟田2450番4	201.01				
152	九州能開大川内短大職員宿舎(13号)	薩摩川内市平佐町字三本松3918番3、4	236.95				
	合計						